

## (2) 介護保険係 (情報提供資料)

### 【項目】

- ① 令和4年度高齢者福祉課介護保険係 担当表 . . . . P 1
- ② 介護保険サービス事業者連絡会に係るアンケート結果について . . . . P 2～4
- ③ 実地指導で多い指摘事項について . . . . P 5
- ④ ケアプラン点検で多い指摘事項について . . . . P 6
- ⑤ R4年度の実地指導計画について (概要) . . . . P 7
- ⑥ トリトンモニターの結果及びR4年度の予定について . . . . P 7
- ⑦ 特定事業所集中減算適用外について . . . . P 8

### ①令和4年度高齢者福祉課介護保険係 担当表

担当者名	担当業務
崎山 泰慶	負担限度額認定証
毛利 恵子	住宅改修、福祉用具購入・貸与、事故報告、 高額介護・医療合算サービス費、特例入所、
加藤 千加	介護保険料、住所地特例、保険証等の発行・再発行
今西 卓実	居宅サービス計画作成依頼届出、介護報酬関係、特定事業所集中減算等の手続き、介護報酬算定、介護給付適正化 (いわゆる「青本」に記載されていること)
伊藤 景如	事業所の各基準、事業所の更新申請、変更届、運営指導 (実地指導) (いわゆる「赤本」・「緑本」に記載されていること)
藤石 桃花	高額介護サービス費、お亡くなりになった方の手続き、介護保険料の還付

なお、上記担当者に当てはまらない介護保険に関する質問は、まず伊藤までお問い合わせください。

## ②介護保険サービス事業者連絡会に係るアンケート結果について

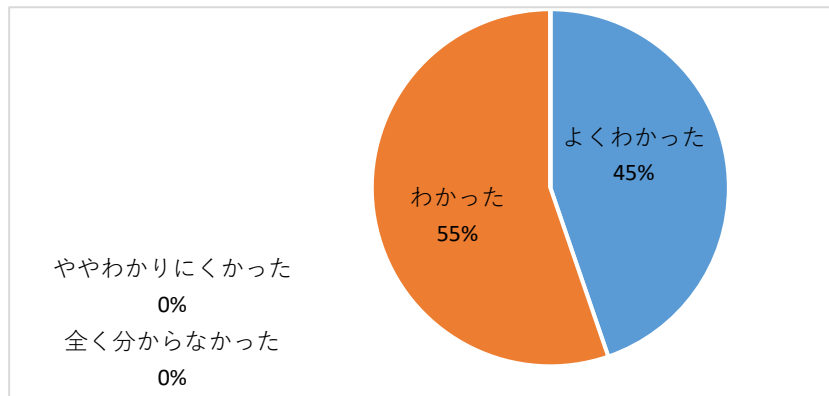
令和3年10月21日開催した連絡会議についてアンケート調査を実施。

回答方法：ロゴフォームを活用した無記名式アンケート

回答期間：令和3年10月29日～11月5日

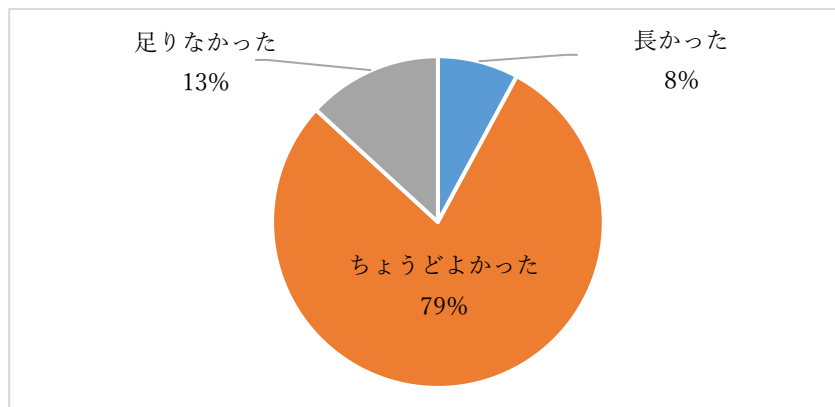
Q1：「介護保険制度等に関する集団指導」について、内容はわかりやすかったですか？

よくわかった	17
わかった	21
ややわかりにくかった	0
全く分からなかった	0
合計件数	38



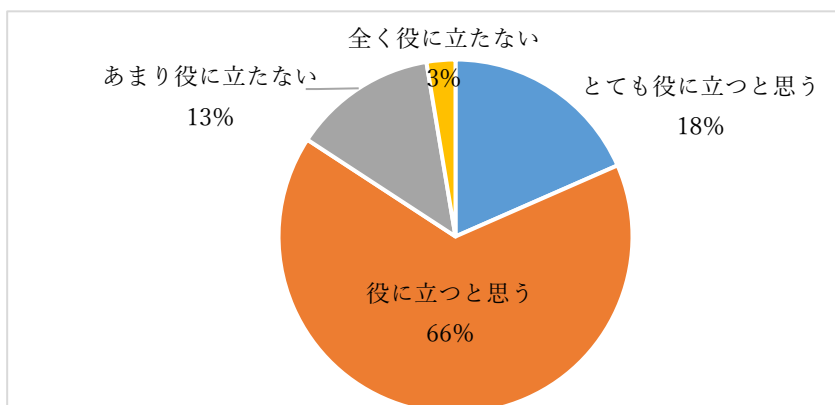
Q2：「グループワーク」について、協議時間はどうでしたか？

長かった	3
ちょうどよかった	30
足りなかった	5
合計件数	38



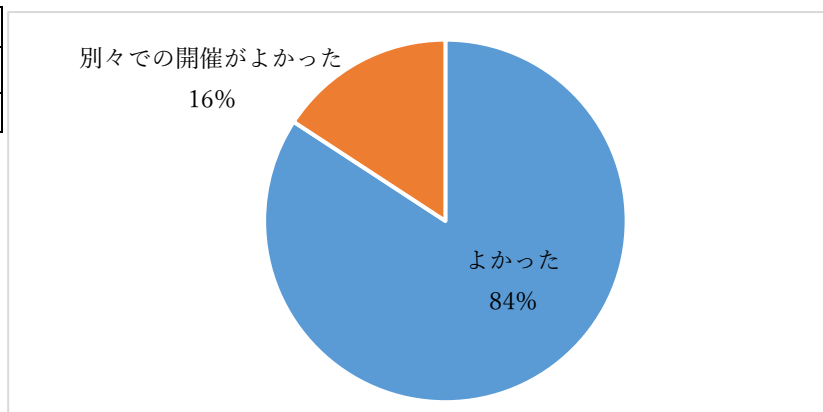
Q3：「グループワーク」の内容は、今後のケアマネジメントに役立つと思いますか？

とても役に立つと思う	7
役に立つと思う	25
あまり役に立たない	5
全く役に立たない	1
合計件数	38



Q4：今回、宇和島市と宇和島ケアマネの会との合同開催により「介護保険サービス事業者連絡会」を開催しました。合同開催についてどう思われますか？

よかった	32
別々での開催がよかった	6
合計件数	38



Q5：「介護保険制度等に関する集団指導」の内容について、ご意見・質問等ありましたらご記入ください。

Q6：配付資料や投影資料について、ご意見・質問等ありましたらご記入ください。

Q7：「グループワーク」の内容について、ご意見・質問等ありましたらご記入ください。

Q8：「介護保険サービス事業者連絡会」全体を通して、ご意見・質問等ありましたらご記入ください。

Q9：介護保険サービス事業所として困っていることや、悩んでいることなどありましたらご記入ください。

アンケート時に寄せられたご質問等についての回答（現時点でお答えできるものを掲載しています。）

No	質問（原文のまま掲載）	回答
1	利用票の同意を証明するものとして、経過記録に例えば、〇〇と面談、利用票配布し、説明、同意いただく。のような記述で可能か教えてください。	質問例のような記載があれば、確認可能です。説明した日時や、同意をいただいた対象者（本人やご家族）が確認できるような記載をしてください。
2	年度の早い時期での開催は難しいでしょうか？介護報酬改定などがあった時など、早い段階で教えてほしいです。	厚生労働省からの通知等をよく吟味する必要があることから、どうしても年度当初の開催は難しいです。
3	無難だった。最低限の内容ではなく、できれば良くしていた事例やこのようにして欲しいと言う内容があれば参考になったと思う。	実地指導の際に当市担当者が素晴らしいと感じた事項があった場合は、実地指導結果通知に「優れている事項」という欄を設けて記載するようにしています。今後はそのような事例の中からご紹介できればと思います。
4	10月以降開始される、介護保険利用割合に対する指導に関しては厚生労働省が提示している内容で指導されていきますか？	国保連給付適正化システムと今年度導入した「トリトンモニター」を活用して、点検対象となるケアプランを選定し点検を実施します。介護保険係より通知がありましたら、該当者の以下の資料をご提出ください。 ①アセスメントシート ②最新のケアプラン第1～3表 ③サービス担当者会議の要点 ④個別介護計画 ⑤居宅介護支援経過

5	表題の資料 11. ご質問内の 3 番ですが、更新月のモニタリングはサービス担当者会議と同日で問題ないという事でしょうか。	問題ありません。実施状況の把握（モニタリング）を行い、それぞれの実施機関が把握している情報を共有することを同時に行う方が効果的・効率的に支援できる場合も考えられますので、モニタリングとサービス担当者会議を同日で行うことを妨げるものではありません。両方の目的を持って実施してください。
6	参加人数制限が緩和されたのはありがたかったが、参加したい人は全員ということではできないでしょうか。	参加できる人数につきましては、新型コロナウイルス感染症等の動向を踏まえて、各回ごとに検討をさせていただきます。
7	医師と介護支援専門員の連絡票が、みさいやネットでやりとりできる病院を教えてください。	みさいやネットに、参加している医療機関（一部医療機関を除く）の一覧を掲載していますので、そちらをご覧ください。みさいやネットをご覧いただけない事業所の方は、地域包括支援センターへお問い合わせください。
8	研修とは関係なく、急がないけど確認したい事等があれば、このようなツールでのやりとりが可能ならありがたいです。よろしくお願ひします。	厚生労働省の基準や最新情報をよく確認した上で、それでも質問されたい場合は、メール等で①確認したい内容 ②関連する法令等の条文や資料（例えば「赤本●●ページの第●条」）③希望回答期限 を記載して送信してください。なお、個人情報が含まれる場合などインターネットを使用して問い合わせるのに不向きな内容の場合は、同様の内容を印刷して窓口にて担当者へお話しください。
9	住宅改修で事業所が事前に問合せをしないようになっていますがそれは困ります。改修の事業所を登録にするか内容が分かる担当者に変更して欲しいです。	住宅改修については、ご存じのとおり、介護支援専門員による「住宅改修が必要な理由書」の作成が必須となっております。そのため、介護支援専門員を除いた、市担当者（保険者）と住宅改修事業所の 2 者協議では、必要性等の確認が行えません。どうしても事前打ち合わせが必要な場合は、住宅改修事業所、介護支援専門員、保険者の 3 者での協議をお願いします。打合せの際には、平面図や写真等を必ずご持参ください。改修事業所の登録制度については、現時点では予定しておりません。
10	書類が多すぎる。働き方改革を進めたいが、ケアマネの業務が複雑化、多岐にわたり、業務量は増え続けている。ケアマネが地域に期待されていることは喜ばしいが、それに伴い、書類の提出や手間があり、業務は増え続けている状態です。宇和島市として報酬を出して依頼するという体制を作ってもらいたいことがありますが、それが負担になっていることを理解してください。書類の記入を依頼するのならば入力フォームを簡便にして協力しやすい体制づくりも必要と思われます。	ケアマネジャーの皆さんに介護の専門家として大変期待しています。業務が複雑化また手続き・書類作成など手間が増えていますので、当市への手続きなどがなるべく省力化できるように、国のデジタル化の方針等も見据えながら、体制づくりをしていきます。
11	BCP 計画の策定について研修やセミナーを受けたがまだ策定に至っていない。他の事業所と共同で策定しようと話し合っているが進んでいない。要領やポイントについて、市の方で指導教示して頂けないかと思う。	当市においても職員に研修を受けさせるなど情報収集をしているところです。要領やポイントなどがお示しできるようになりましたらご連絡します。

### ③実地指導で多い指摘事項について

(居宅介護支援事業所・地域密着型サービス事業所あわせて掲載しています。)

1. 処遇改善加算等の条件となっている従業員への周知について、その記録が確認できなかった。
2. 処遇改善加算の加算金を、介護職員以外の職員へも配分していた。
3. 基準で定められた資格や研修を受けないまま資格が必要な業務に従事していた。
4. 運営規程等において1割・2割負担の記載のみで3割負担の記載がなかった。
5. 契約書に署名等がないものが見受けられた。
6. 事業所における苦情処理について、記録を行っていなかった。
7. 重要事項説明書における苦情申立機関（官公庁）の記載に誤記が多数あった。  
×宇和島市高齢福祉課  
○宇和島市高齢者福祉課
8. 週に6日デイサービスに通っているプランで、残り1日にデイサービスが不要な理由が、事業所が休みだからという、本人の必要性に基づいていないプランを作成していた。
9. 実地指導当日に「本社にある・倉庫に保管してある」など正当な理由もなく書類の確認ができなかった。  
※今後、実地指導当日に正当な理由もなく書類が確認できない場合は、原則として書類は存在しないものと判断します。また、その場合、報酬返還や指定基準違反となります。
10. 法人との雇用契約は締結されているが、当該事業所職員としての辞令は交付されていなかった。当該事業所の職員以外の者が介護を行うのは違反となる。（レクレーション等直接利用者の処遇にかかわらないものを除く。）
11. 兼務が禁止されている職種において、兼務していた。

## ④ケアプラン点検で多い指摘事項について

1. 基本23項目のチェック及び特記事項が認定調査情報のコピーであり、ケアマネジャー自身がアセスメントした内容が記載されていない。



R3.10.21（木）の介護保険サービス事業者連絡会のグループワークでも検討したように、閲覧請求した認定調査情報はあくまで参考資料です。ケアマネジャー自身がアセスメントした内容を記入することが必要となります。また、再アセスメントを行った場合、記載内容の更新を行ってください。

2. アセスメントシートの記載不足のため、なぜ介護保険サービス（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与等）が必要か、確認できない。

例・1日のスケジュールが空欄（または起床・食事・就寝のみ）

- ・住居等の状況が空欄（またはチェックのみ）
- ・家族状況とインフォーマルな支援の状況が空欄（または記載が少ない）
- ・これまでの生活の経過の記載量が少ない（契約以降の記載のみとなっている）



利用者本人の日課や住環境、インフォーマルな支援の状況、家族環境等の記載があれば、介護サービスの必要性が確認しやすくなります。また、1日のスケジュールを記載することで、本人の日課が確認でき、個別性のあるケアプランにつなげることができます。

★ 特に、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム等の入居者について、介護保険サービスと、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホームでのインフォーマルサービスが混在するケースが多々見受けられます。住居によって、インフォーマルサービスの種類や内容が異なるため、ケアプラン作成の際には十分な確認が必要となります。

3. サービス担当者会議での検討内容の記載が不十分であり、介護保険サービスの必要性が確認できない。

例)・文書開催時や欠席したサービス提供事業者との情報共有が確認できない。

- ・「更新プランの確認」「了承」のみの記載



サービス担当者会議は、ケアマネジャーが計画したケアプラン（原案）に対し、本人・家族や各サービス提供事業者が、それぞれが把握する情報を持ち寄り、検討する場であるため、検討した内容やリスク（今後の課題）を記録することで、より一層サービスの必要性が確認しやすくなります。また、提供しようとするサービスが、本人の状態像と一致しているかを複数の視点で確認することで、各種加算・減算の請求誤りや、選択できないサービスの提供などを未然に防ぐことにもつながります。

## ⑤令和4年度の運営指導（実地指導）計画について

各事業所へ訪問させていただき直接書類等を見せていただく「実地指導」は、令和4年3月31日付の介護保険最新情報 Vol.1061 で案内がありましたように、令和4年度から「運営指導」へ名称を変更して実施します。

### 1. 実施予定について

愛媛県内の新型コロナウイルス感染状況が「感染縮小期」へ移行しましたら順次実施します。令和4年度に運営指導をさせていただき事業所は前回の実地指導から概ね3年を経過する事業所を対象としています。ただし、前回の実地指導で指摘が多かった、利用者からのクレームが市に寄せられているなど、理由がある場合は前倒しで運営指導をさせていただき場合があります。

### 2. 運営指導での確認内容

- ① 介護サービスの実施状況指導（利用者へのサービス提供状況の確認）
- ② 最低基準等運営体制指導（設備基準、人員基準、運営基準に適合しているかの確認）
- ③ 報酬請求指導（加算等の介護報酬請求の適正実施についての確認）

なお、運営指導で基準に従っていない状況が著し又はその疑いがある、不正の手段で指定を受けたと認められる又はその疑いがある、高齢者虐待等により、利用者等の生命または身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合は、監査へ変更する場合があります。

## ⑥トリトンモニターの結果及びR4年度の予定について

令和3年10月21日（木）の介護保険サービス事業者連絡会以降に平成31年4月～令和3年12月までのサービス利用について、以下の条件で利用実績の確認を行いました。

### ①過誤の可能性のある利用

#### ②算定できない可能性のある利用

- 例) ・福祉用具貸与について利用者の状態像で算定可能か  
・認知症状がない利用者への認知症加算の算定  
・ 〃 認知症サービスの提供 など

### ③保険者の事前確認が必要な利用

- 例) ・軽度者への福祉用具貸与  
・短期入所の長期利用

確認対象件数	4, 9 4 5 件
ヒアリング件数	3 4 3 件
過誤対象件数	3 6 件（過誤調整額 計 193, 455 円）

令和4年度についても①～③の条件での確認を継続します。また、③については、生活援助頻回利用が実績として継続している利用者と令和3年度制度改正で点検対象となった、基準第13条第18号の3該当プランについても確認予定です。

ヒアリングシートが事業所へ届いた場合は、期限内に根拠資料を添えて担当までご提出ください。また、サービス提供事業所へもヒアリングシートを送付しております。サービス提供事業所より、状況の確認や過誤の相談など、担当ケアマネジャーへ、問い合わせがあるかと思しますので、ご協力をお願いします。

## ⑦特定事業所集中減算適用の例外について（当市のみ有効）

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）第3の10に掲げる特定事業所集中減算を適用しない正当な理由のうち、その他市長が認める理由として、次のものを含めることとします。

- ①同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超える場合に、戸島、嘉島、日振島、竹ヶ島でサービスの提供を受ける者を差し引いて再計算した割合が100分の80を超えない場合。
- ②同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超える場合に、津島地区において現に営業する訪問介護事業所が1事業所である場合に、津島町曲島、平井、漁家、成、須下、後、影平、1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、上楨上、上楨下でサービスの提供を受ける者を差し引いて再計算した割合が100分の80を超えない場合。

## ご質問・ご意見等について

質問等については、L o G oフォームにて受付けます。

下記URL及びQRコードにてご質問・ご意見のある方はご入力ください。

質問のあった事項は後日取りまとめ、回答を添えてメール等でお送りいたします。

### URL (インターネット)

<https://logoform.jp/form/HR5F/88494>

### QRコード (インターネット)

